

国子児発第133号  
平成26年7月16日

国立市保育審議会会長 様

国立市長 佐藤 一夫

## 諮問書

国立市保育審議会条例第2条の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に定める幼稚園・保育園等の利用者負担額について

#### 2. 諮問理由

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども子育て支援法（平成24年8月22日号外法律第65号）が成立しました。これにより、市町村が平成27年4月より小学校就学前子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、その保護者に対して施設型給付費が支給されることとなりました。

については、その施設型給付費の利用者負担額を定める必要がありますので、貴審議会に諮問するものです。

以上